

「障害」の「害」の字のひらがな表記の使用に関する指針

1 目的

この指針は、公文書等における表記を「障がい」とひらがな表記にすることにより、「害」という漢字による負のイメージや違和感を有する市民に配慮するとともに、障害者基本法の目的である、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会に対する市民の理解促進を図ることを目的とする。

2 実施内容

実施日以降に市が作成する公文書、啓発資料（ホームページ、広報、チラシ、パンフレット等）、会議において、人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい者」「障がい」と表記する。併せて、組織の名称についても「障がい」と表記する。

3 実施上の留意点等

- (1) 表記の誤りを正すというものではなく、障がいへの理解促進を図る目的から、実施日に表記の変更が困難なものについては、条件が整い次第、表記を更新するものとする。
- (2) 法令においては「障害者」と漢字で表記していることや、国の障がい者制度改革推進本部において障害の表記に関して結論が出ていないことから、条例、規則、要綱等から引用している表記や固有名詞については対象としない。
- (3) ひらがな表記は、市民又は自治会、その他団体（以下「団体等」という）に対して強要するものでなく、それぞれの自主的な判断に委ねるものとする。
また、市民、関係機関、団体等からの依頼により、市が広報等による文字情報を発信する場合は、ひらがな表記についての理解を求めることとするが、最終的には依頼者の判断に委ねるものとする。

4 所管課

福祉サービス部障がい者支援課とする。

5 実施日

令和6年4月1日とする。